

成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨 —JR東海事件を中心として—

法学研究科私法学専攻博士後期課程2年

武 瑞樹

【要旨】

本稿では、成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨について検討する。民法では、713条と714条の規定によって、責任無能力者の保護と被害者救済の両立を図ることが目指されているが、いわゆるJR東海事件の最高裁判決において、責任無能力者が引き起こした損害について、714条の監督義務者の責任の範囲が限定的に解されたことで、被害者に対して誰も損害賠償責任を負わないことになり、ひいては被害者の救済が十分に果たされないことが懸念される。本稿では、成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨について、714条に関する判例及び学説を中心に検討しながら、現行法の枠組みにおける被害者救済の限界を明確にしてみたい。

【キーワード】

不法行為、損害賠償、責任無能力者、法定監督義務者

【目次】

序章

第1章 民法714条の監督義務者の責任

第1節 JR東海事件前における民法714条の監督義務者に関する裁判例及び学説

第1項 民法714条の監督義務者の責任を負う者

第2項 裁判における監督義務者の責任に関する判断

1 成年の責任無能力者の親族の責任が争われた事案

(1) 最判昭和58年2月24日（判時1076号58頁）

(2) 福岡高判平成18年10月19日（判タ1241号131頁）

2 上記最高裁判決及び高裁判決に関する学説

第3項 小括

第2節 JR東海事件で示された民法714条の監督義務者の責任

第1項 JR東海事件の概要及び各裁判所の判決

- 1 事実の概要
- 2 第1審判決及び控訴審判決
- 3 最高裁判決
 - (1) 法定監督義務者に該当する者及び同居する配偶者の責任
 - (2) 「法定監督義務者に準ずべき者」に該当するかに関する判断基準
 - (3) 各裁判官の補足意見及び意見

第2項 JR東海事件の各裁判所の判決に関する学説

- 1 第1審判決及び控訴審判決に関する学説
- 2 最高裁判決に関する学説
 - (1) 本判決全体に関する学説
 - (2) 「法定監督義務者に準ずべき者」の概念及び判断基準に関する学説
 - (3) 各裁判官の補足意見及び意見に関する学説

第3項 小括

第2章 成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨

第1節 民法714条の監督義務者の責任による解決

- 第1項 成年後見人の民法858条の義務に関する学説
- 第2項 配偶者間の民法752条の義務に関する学説
- 第3項 検討

第2節 民法709条の一般不法行為の責任による解決

- 第1項 民法709条の一般不法行為の責任に関する学説
- 第2項 検討

結章

序章

日本の民法713条（以下、本文中の現行民法の条文は条数のみ記載する。）では、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある」者は、原則として自身が引き起こした損害の賠償責任が免責されるとする。そして、714条1項において「責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」は、原則として責任無能力者が引き起こした損害を賠償する責任を負うとしている。このように、713条及び714条の規定は、責任無能力者の保護と被害者救済の両立を図ろうとしたものであるが、714条に関連する近時の判例の動向からすれば、それらの両立を十分に図るこ

とができているかについては疑問がある。すなわち、認知症高齢者が駅構内の線路内に立ち入り、その後、列車と衝突して死亡した事故について、その事故により生じた損害等を鉄道会社が死亡した認知症高齢者の家族に対して損害賠償請求した事件（以下「JR東海事件」という。）において、平成28年3月1日の最高裁判決¹では、損害を発生させた責任無能力者の親族に対する責任が否定された。その結果、責任無能力者が引き起こした損害について、被害者に対して誰も責任を負わないことになるため、被害者の救済が十分に果たされないことが懸念される。

本稿では、第1章にて、JR東海事件前における714条の監督義務者の責任に関する裁判例及び学説、JR東海事件で示された714条の監督義務者の責任に関する解釈及び学説を整理する。第2章では、JR東海事件の最高裁判決を起点として、成年の責任無能力者が引き起こした損害について、714条の監督義務者の責任及び709条の一般不法行為の責任による現行法の枠組みにおける責任追及の可能性を検討する。そして最後に、全体を通して検討し、成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨について若干の私見を論じてみたい。

第1章 民法714条の監督義務者の責任

第1節 JR東海事件前における民法714条の監督義務者に関する裁判例及び学説

712条²及び713条³において責任無能力者は、損害賠償責任を負わないとされていることから、714条1項の「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（以下「法定監督義務者」という。）、同条2項の「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者」（以下「代理監督義務者」という。）が、同条1項ただし書きにおける免責を受けることができない場合に、「責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」ことが規定されている。同条1項では、法定監督義務者は「責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」ということが規定されているだけで、そこから直ちにどのような者が同条の監督義務者となるのか明確ではない。

本節では、714条の監督義務者の責任を負う者がこれまでどのように解されてきたかについて、その立法過程、裁判例及び学説について検討してみたい。

第1項 民法714条の監督義務者の責任を負う者

旧民法372条では、次のような規定が置かれていた。「父権ヲ行フ尊属親ハ己レト同居スル未成年ノ卑属親ノ加ヘタル損害ニ付キ其責ニ任ス」、「後見人ハ己レト同居スル被後見人ノ加ヘタル損害ニ付キ其責ニ任ス」、「瘋癲白痴者ヲ看守スル者ハ瘋癲白痴者ノ加ヘタル損害ニ付キ其責ニ任ス」、「教師、師匠及ヒ工場長ハ未成年ノ生徒、習業者及ヒ職工カ自己ノ監督ノ下ニ在ル間ニ加ヘタル損害ニ付キ其責ニ任ス」というように、誰が誰に対して責任を負うかが明確に規定されていた。その後、法典調査会において穂積陳重は、「父権ヲ行フ尊属親トカ

後見人トカ瘋癲白痴者ヲ看守スル者トカ教師、師匠トカサウ云フ監督者ノ義務ト云フモノハ自ラ親族編ニ規定ガ出テ來マス又ハ其他ノ特別法カラ出テ來マスカラ親族編又ハ他ノ特別法カラ此法定ノ義務アル者ハ其責任ヲ負ハナケレバナラヌト云フコトヲ一般ニ此處ニ規定シタノデアリマス⁴と説明した。このことからすれば、法典調査会での原案では、責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任を負う主体を民法又は特別法の規定によって導くものとした⁵。そこでの特別法として想定されていたのは、後述する判例及び学説で言及されていた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）における保護者制度であった。以下、精神保健福祉法における保護者制度の沿革を整理して、判例及び学説において、精神障害者の法定監督義務者としてどのような者が想定されていたかについて考察したい。

保護者制度は、明治33年の精神病者監護法における監護者制度に、その淵源を辿ることができる⁶。精神病者監護法では、監護義務者として、後見人、配偶者、親権を行う父又は母、戸主、親族会より選出された4親等内の親族が規定されていた。同法は、昭和25年に精神病院法とともに廃止され、新たに精神衛生法が制定された。精神衛生法では、監護義務者に代わり保護義務者が規定され、後見人、配偶者、親権者、扶養義務者が保護義務者とされた。そして、保護義務者が負う義務として、同法22条1項に「精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し」（以下「自傷他害防止監督義務」という。）、「精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない」ことが定められた。その後、精神衛生法は昭和62年に精神保健法に改正され、平成5年に保護義務者の名称が保護者となり、同法は平成7年に精神保健福祉法に改正された。精神保健福祉法では、その後の平成11年の改正により、これまで保護者が負っていた自傷他害防止監督義務に関する規定が、保護者の負担を軽減するために削除された。そして、平成25年には精神障害者の親族における負担が大きい等の理由から保護者制度は廃止された。

ここまでの精神障害者に関する法律の変遷を714条の監督義務者の責任との関係でみると、はじめに精神病者監護法における監護義務者は、法定監督義務者に該当するとされていた⁷。続く、精神衛生法における保護義務者は、同法22条1項の自傷他害防止監督義務を根拠に法定監督義務者の責任を肯定する学説が多数であった⁸。これに対して、吉本俊雄は、次の5つの点から保護義務者を714条の監督義務者とすることに消極的な見解を示す。①「保護義務者には他害を有効に防止すべき権限がない」、②「保護義務者制度は、主として同意入院の際の同意権者を決定するために機能している」、③保護義務者を714条の監督義務者とする場合、「保護義務者は殆ど免責を受けられないという事態が生ずる」、④「精神衛生法は、精神障害者等の医療及び保護を行い、かつ、その発生の予防に努めることによって、国民の精神的健康の保持および向上を図ることを目的として（1条）、制定されたものであり、精神障害者を監視することが目的ではないとする⁹。その後、平成11年の法改正により自傷他害防

止監督義務の規定が削除されてからは、714条の監督義務者の責任を負わせる根拠を見出せないとして、保護者は714条1項の法定監督義務者に該当しないとする学説が有力である¹⁰。

第2項 裁判における監督義務者の責任に関する判断

1 成年の責任無能力者の親族の責任が争われた事案

JR東海事件前に、成年の精神障害者による加害行為について、親族が714条の監督義務者の責任を負うかがどうかが争われ、注目される判断をした事例として以下の2つがあげられる。はじめに最判昭和58年2月24日（判時1076号58頁）、次に福岡高判平成18年10月19日（判タ1241号131頁）である。これらの事案は、精神障害で責任無能力となった者が引き起こした損害について、親族の責任が争われたものである。

(1) 最判昭和58年2月24日（判時1076号58頁）

精神障害者のA（当時37歳）は、Aの父親であるY1、母親であるY2（以下「Yら」という。）及びAの弟と同居し生活していたところ、Xに傷害を負わせたとして、その被害者XがYらに714条1項及び2項に基づいて損害賠償請求をした事案である。

第1審判決では、昭和58年当時、保護義務者には自傷他害防止監督義務が課されていたことから、保護義務者は法定監督義務者に該当することを前提として、加害行為をした精神障害者の両親は、保護義務者に選定されていないが精神障害者を「事実上保護、監督すべき地位」であったとし、本件事故発生前に警察や保健所にAについて相談していたものの、「事実上の監督者」としてAを「病院その他の施設に収容する等適切な措置を取ることは可能であった」として714条2項の責任を認めた。これに対して、控訴審判決では第1審判決で認めたAの両親の714条2項に基づく「事実上の監督者」の責任について、「精神障害者の処遇は未成年者の処遇とは異なる困難さが伴うこと」、Aについては差し迫った危険がなかったこと、Yらは「保護義務者になるべくして、これを避けて選任を免れたものともいえない」ため、「法律上の監督義務者と同視しうる者」ではないとした。最高裁では、控訴審判決の判断を正当として、上記の事実と合わせてYらは高齢で、Y1は視力損失による身体障害者であることを考慮して、Yらに714条の「法定の監督義務者又はこれに準ずべき者」の責任は認められないとした。

(2) 福岡高判平成18年10月19日（判タ1241号131頁）

精神障害者のA（当時20歳）は、Xを包丁で殺害したとして、Xの遺族らがAの父親であるYに対して、YにはAに対する監督義務の懈怠があったとして、709条又は714条に基づく損害賠償請求をした事案である。

第一審判決では、Yは精神保健福祉法における保護者ではなく、直ちに714条1項又は2項

の責任を負う者ではないために、「社会通念上又は条理上」、714条の「監督義務者又は代理監督義務者に準じる地位にある」者としてその責任が争われたところ、その責任を問うためには、①「監督者とされる者が精神障害者との関係で家族の統率者たるべき立場及び統柄であること」、②「監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持ち、保護監督を行える可能性があること」、③「精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるものであるため、保護監督すべき具体的必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要であると解すべきである」とした基準を提示した上で、本事案をその基準に当てはめた。Aの「精神状態は他人に害を加える危険性のある状態」で、保護監督される必要性があるところ、YはAを「保護監督することが不可欠な状況にあることを予見していたか、予見することができたとみるのが相当である」として、Yは「法定監督者又は代理監督者に準じる地位にあるものとして監督義務を負うと解すべきである」とする。その上で、YはAに「精神科を受診させるのを怠り」、Aを「自宅にひとりにしたというのであるから、上記監督義務を尽くしたとはいえない」として、714条の「法定監督義務者又は代理監督者に準じる地位にあり」、監督義務の履行を怠ったとして714条の責任を肯定した。なお、控訴審判決においては、第一審判決は相当であるとしてYの控訴を棄却している。

2 上記最高裁判決及び高裁判決に関する学説

(1) の最高裁判決は、成年の責任無能力者の行為について、親族の714条の責任の可否を初めて判断した最高裁判決である¹¹。まず、第1審判決ではAの両親のYらに714条の「事実上の監督者」¹²の責任を認めたが、最高裁判決では、控訴審判決のYらは「法律上の監督義務者と同視しうる者」ではないという判断は正当で、Yらの身体の状態を鑑みると「法定の監督義務者又はこれに準ずべき者」の責任は認められないとした。最高裁判決では、Yらは結果として「法定の監督義務者又はこれに準ずべき者」に該当しないとされたので、この判決によって「精神障害者の準監督義務者の責任に関する判例法理が明確に示されたとはいえない」との評価がある¹³。また、本判決からすれば精神障害者本人及びその親も責任を負わないことになることから、「損害を最終的に被害者に負わせたままでよいのかという」問題が残されたとの指摘がなされた¹⁴。

(2) の高裁判決は、714条の「監督義務者及び代理監督義務者に準ずる地位にある者がいかなる者であるのか」示したことに特徴があると評価されるなか¹⁵、平成11年の法改正で精神保健福祉法上の保護者の負担が軽減されたにもかかわらず、この判決では「精神障害者を抱えた家族の負担（義務・責任）は少しも軽減されないことになり、妥当性を欠く」との批判がなされている¹⁶。

第3項 小括

先述したように穂積陳重の説明によれば、法定監督義務者は民法及び特別法により導き出すことができるとしており、その特別法として、判例及び学説においては、精神保健福祉法が想定されていた。精神保健福祉法では保護者が規定されており、判例及び学説では、保護者が精神障害者に対して負っている自傷他害防止監督義務を根拠として、714条1項の法定監督義務者に該当するとされていたが、平成11年の法改正によって保護者の自傷他害防止監督義務が削除されると、保護者は法定監督義務者に該当しないとする学説が有力になったといえる。その一方、714条1項の法定監督義務者、同条2条の代理監督義務者でなくても、「事実上の監督者」として714条の責任を負う可能性があった。

以上のことから、714条1項の法定監督義務者に該当するとされていた保護者は、平成11年の精神保健福祉法の改正により714条の責任を負う根拠を導き出すことが困難となったが、その代わりとして、「事実上の監督者」又は「法定の監督義務者又はこれに準ずべき者」に成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任を負わせる構造をとっていたとみることができよう。

第2節 JR東海事件で示された民法714条の監督義務者の責任

第1項 JR東海事件の概要及び各裁判所の判決

JR東海事件は、責任無能力者となった認知症高齢者が引き起こした損害について、その親族の責任に関して最高裁まで争われた事件である。JR東海事件は、本稿において極めて重要なものであることから、詳細に検討する。

1 事実の概要

本件は、認知症高齢者のA（当時91歳）が東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）の線路内に立ち入り、駅構内にやってきた列車と衝突して死亡した（以下「本件事故」という。）事案である。JR東海は、Aの妻であるY1、子である長男Y2及びその他の子らに対して、Aが責任無能力であった場合は、709条及び714条に基づく損害賠償請求、Aが責任能力を有していた場合は、709条に基づきAが負担すべき損害賠償責任をY1、Y2及びその他の子らが相続したとして、本件事故によって生じた損害、旅客対応等に係る人件費等の支払いを求めた。

2 第1審判決及び控訴審判決

第1審判決¹⁷では、認知症の進行により本件事故当時のAの民事責任能力を否定した。その上でY1の責任として、「Aが独りで徘徊することを防止するための適切な行動をとるべき不法行為法上の注意義務が」あったにもかかわらず、「Aから目を離さずに見守ることを怠っ

た過失があり」、その「過失と本件事故の発生との間には相当因果関係があると」して、709条に基づく損害賠償責任を認めた。一方、Y2は成年後見人には選定されていなくとも「事実上の監督者」であったとして、その上で適切な措置がとられていなかったことから714条2項の準用に基づく損害賠償責任を認めた。

控訴審判決¹⁸では、Y1はAの配偶者である関係に焦点を当てられた。配偶者間における752条の義務は、他方配偶者が「老齢、疾病又は精神疾患により自立した生活を送ることができなくなったり、徘徊等の（原文ママ）より自傷又は他害のおそれを来すようになったりした場合」、「それが自らの生活の一部であるかのように、見守りや介護等を行う身上監護の義務」であるとされ、その義務を根拠として714条1項の法定監督義務者であったとされて、その監督義務を怠らなかったとはいえないとして責任を認めた。Y2は、成年後見人に選任されていなかったことや、Aに対して負っていた877条1項に基づく扶養義務は、経済的な扶養であり752条とは異質であり、「Aと同居してその扶養をする義務」ではないため、714条の責任を負わないとされた。

3 最高裁判決

最高裁は以下の理由でY1及びY2の責任を否定した。以下、判決内容を（1）法定監督義務者に該当する者及び同居する配偶者の責任、（2）「法定監督義務者に準ずべき者」に該当するかに関する判断基準、（3）各裁判官の補足意見及び意見に分けて記載する。

（1）法定監督義務者に該当する者及び同居する配偶者の責任

714条1項の法定監督義務者については、「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律第65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。）。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行

うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない」。

その上で同居する配偶者が法定監督義務者に該当するかについては、「民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということとはできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない」とした。

(2) 「法定監督義務者に準ずべき者」に該当するに関する判断基準

「法定監督義務者に準ずべき者」の概念について、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである」。「その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである」。

Y1がここでいう「法定監督義務者に準ずべき者」に該当するかについて判決では、「Y1は、長年Aと同居していた妻であり」、Y2、Y2の妻であるB及びY1の子である「Cの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、

第1審被告Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということではできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y1は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない」とした。次に「Y2は、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながら第1審被告Y1によるAの介護を補助していたものの、第1審被告Y2自身は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたもので、本件事故当時まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないというのである。そうすると、第1審被告Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということではできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y2も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない」。

(3) 各裁判官の補足意見及び意見

本判決には、木内裁判官の補足意見、岡部裁判官、大谷裁判官の意見が述べられている。

木内裁判官は、成年後見人について、「精神障害者の日常行動を監視し、他害防止のために監督するという事実行為は成年後見人の事務ではなく、成年後見人であることをもって、民法714条の監督義務者として法定されたということではできない」とする。そして近年、親族以外の第三者が成年後見人に選任されている状況において、「成年後見人の要件として成年被後見人との一定の身分関係が求められているものではなく、また、このような選任の実情を前提とすると、成年後見が開始されていれば成年後見人に選任されてしかるべき者が誰であるかを成年後見人選任前に想定することは困難・不相当である」と述べる。また、「精神科病院の管理者が、自傷他害のおそれによる入院を引き受け、入院患者の行動制限を行う権限を有して」いることや、「介護施設についても、法令によって身体的拘束等の原則禁止とそれを行うについての適正手続が定められている」ことから、「精神障害者が施設による監護を受けている場合、施設との間では、法令による定めによって、監護に関する権限とその行使基準が定められているのであり、これらの定めによる施設の負うべき義務は民法714条1項の法定監督義務に該当すると解する余地がある」と述べる。また、714条の責任を負わせる根拠について、「他害防止を含む監督と介護は異なり、介護の引受けと監督の引受けは区別され」、「各々が引き受けた役割について民法709条による責任を負うことがあり得るのは別として、このような環境形成、体制作りへの関与、それぞれの役割の引受けをもって監督義務者という加重された責任を負う根拠とするべきではない」とする。

岡部裁判官は、「法定監督義務者に準ずべき者」（以下「準法定監督義務者」という。）に該当する基準に関する多数意見の「第三者に対する加害行為の防止に向けて……事実上の監

督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情」について、「Y2は、Aが2回の徘徊をして行方不明になるなど、外出願望が強いことを知って徘徊による事故を防止する必要を認めて、BがAの外出に付き添う方法を了承し、また施錠、センサー設置などの対処をすることとして事故防止のための措置を現実に行い、また現実の対策を講ずるなどして、監督義務を引き受けたといえることができる」とした¹⁹。また、「徘徊による事故としては被害者となるような事故を念頭に置くことが多いであろうがその態様には第三者に対する加害も同時に存在するものであって、第三者に対する加害行為もまた引き受けたものといえることができる」として、「第三者に対する加害行為の防止に向けてAの監督を現に行っており、その態様が単なる事実上の監督を超え、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる」とした。また、「義務発生の根拠は意思であり、……人的な結び付きに基づく意思を有するのみという本件のような場合の判断基準は、一般通常人とするのが相当である」として、Y2は「Aの徘徊行動を防止するために、週6回のデイサービスの利用並びに第1審被告Y1及びBの現実の見守りと付添いという体制を組むことによって、Aの徘徊行動を防止するための義務を怠りなく履行していたといえることができる」として、Y2が構築した「徘徊行動防止体制は一般通常人を基準とすれば相当なものであり、法定の監督義務者に準ずべき者としての監督義務を怠っていなかったといえることができる」ため、Y2は免責されるとの意見を述べている。

大谷裁判官は、平成11年の法改正においても「損害賠償規定の民法714条1項の責任主体に関する規定には何らの変更は加えられなかったところであり、従前の解釈との連続性という観点からすると、基本的に、成年被後見人の身上監護事務を行う成年後見人が選任されていれば」、その者が法定監督義務者に該当するとした²⁰。その上で、本件のように成年後見人がいない場合には、「成年後見が開始されていればその成年後見人に選任されてしかるべき立場にある者、その職務内容である適切な介護体制を構築等すべき立場にある者という観点から検討されるべき」ところ、本件ではY2がそれにあたり、準法定監督義務者に該当するが、適切な介護体制が構築されており、「第三者との関係においても監督義務を怠っていなかったと認められ」、免責されるとする。

第2項 JR東海事件の各裁判所の判決に関する学説

1 第1審判決及び控訴審判決に関する学説

第1審判決では、「Aの介護体制は、介護者が常にAから目を離さないことが前提となっていた」ことから、水野紀子は、Y1に常時Aを見守る義務があり、「709条の過失を認定した判旨は、常識的には無理な要求水準」であったとする²¹。また、Y1に709条の責任、Y2を「事実上の監督者」に認定したことについて、宮下修一は、Aの介護への「関わり方が深ければ深いほど、その責任が加重されている」として²²、実際に「在宅医療や介護に関われば

関わるほど『事実上の成年後見人』や『事実上の監督者』として法的な責任のみを負わされる可能性が高まるということであれば、できるだけ介護には関わらないようにするという一種の『萎縮効果』が生じることを危惧する²³。また、清水恵介は、「親族に徘徊防止義務を課し、本人の行動を必要以上に制約するような司法解釈を採用することは、障害者福祉の理念であるノーマライゼーション原理」、や高齢者に関する種々の支援等に反すると指摘する²⁴。

控訴審判決では、第1審判決で認めたY1及びY2の責任とは異なるアプローチでY1に714条1項の法定監督義務者の責任を認め、Y2の責任は認めなかった。この点について学説は、Y1に714条の責任を認めたことにつき、配偶者間における752条の義務を根拠に714条の責任を基礎づけるかについては見解が分かれている。まず、米村滋人は、配偶者間における752条の義務は、他の親族との比較において「質的・量的に高水準の義務」と解されていたことを前提にすると、「夫婦の一方が精神障害に陥った場合に、他方が監護に関する義務を負うとすることもあながち不当な解釈とは言えまい」とする²⁵。その一方、配偶者に752条の義務を根拠に714条1項の法定監督義務者の責任を認めた控訴審判決には批判的な見解として、犬伏由子は、「夫婦間での円満な関係維持を図るための規定である民法752条が、他害防止の一般的監督義務といった積極的行為の義務づけによる第三者に対する責任主体性を導くと解釈されることは、法が予定するところではない」と述べる²⁶。

2 最高裁判決に関する学説

最高裁判決に対しては、本判決全体、「法定監督義務者に準ずべき者」の概念及び判断基準、各裁判官の補足意見及び意見に関する学説が多くみられた。

(1) 本判決全体に関する学説

本判決について山地修は、「精神障害者（具体的には認知症の者）の親族の民法714条に基づく責任について、最高裁が初めて明示的な判断を示したものであり、実務的にも、理論的にも、重要な意義を有するもの」であると評価する²⁷。窪田充見は、本判決の714条1項の法定監督義務者に関する解釈からすれば、「精神障害を理由とする責任無能力者については、ほとんどの場合に、法定の監督義務者は存在しないことになる」と述べ²⁸、「民法713条と714条はセットになってひとつの制度として理解されるのであり、今回の判決によって、精神障害を理由とする責任無能力者の不法行為については、民法714条がほとんど機能しないものとなり、被害者が放置されている状況は「法の欠陥」であると述べている²⁹。また、岩村正彦は、配偶者及び成年後見人が直ちに714条1項の法定監督義務者にはあらず、被害は被害者が負担することからすれば、被害者が大企業ではなく個人であった場合に、他の手段での損害填補が見込まれないことは被害者に酷であるとして、判旨において「法定の監督義務

者に準ずべき者には民法714条1項の類推適用を認めることで、被害者の救済を図ろうと考えたのであろう」と述べる³⁰。

(2) 「法定監督義務者に準ずべき者」の概念及び判断基準に関する学説

本判決で示された準法定監督義務者について、山地修は、「一定の枠内で個別事案における衡平の原則に従った柔軟な解決を可能とする判断枠組みを示したものと理解することができる」とし³¹、清水恵介は、最高裁が準法定監督義務者の責任を示したのは、「成年の責任無能力者が引き起こした損害について、法定の監督義務者を観念できないために被害者が一切救済されないとの事態（いわば民法714条の空洞化）は回避するという緊急避難的な苦肉の解釈論であり、妥協の産物であった」と述べる³²。また、久保野恵美子は、最高裁判決が準法定監督義務者として責任を負う根拠として「監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情」が必要である基準を立てたことについて、「新たな責任類型を認めたと評価できる」としている³³。その上で、久保野は、「準法定監督義務者の責任類型の意義と射程については、判決の文言から一義的な解釈が得られるわけではない」と述べ³⁴、「加害行為者と責任負担者との関係性についても、何らかの親族関係が必要条件か、姻族のような間接的な親族関係でも意味を持つか、むしろ同居等の事実関係が重要なのか等、解釈の余地が大きい」と評価する³⁵。米村滋人は、「本判決の枠組みは、責任要件の不明確さゆえに過剰な責任回避行動を促す可能性があり、医療及び介護に対する影響を懸念する³⁶。この点、窪田充見は、「より介護に積極的であった者が監督義務者に準ずべき者として損害賠償責任のリスクにさらされることになり、「こうしたリスクを回避する合理的な選択は、本判決の表現に即するならば、できるだけ同居しないことであり、日常的な接触を避けることであり、介護にも関わらないこと」であると述べる³⁷。久須本かおりは、従来714条の責任を負うことがなかった者が準法定監督義務者として責任を負うことについて、「民法714条責任が、元来『無過失責任』的に運用され、民法709条責任よりも重い責任を課すものとして理解されてきたことを考えると、監督義務者の範囲があまりにも漠然とした基準により浮動的に定められるというのは法的安定性を害する」と述べる³⁸。

(3) 各裁判官の補足意見及び意見に関する学説

木内裁判官、岡部裁判官、大谷裁判官から法定監督義務者に該当する者、準法定監督義務者に該当するか否かにおける判断に関して、補足意見又は意見が示されたことから、それらに対して見解が述べられている。

木内裁判官が補足意見として「精神障害者が施設による監護を受けている場合、施設との間では、法令による定めによって、監護に関する権限とその行使基準が定められているのであり、これらの定めによる施設の負うべき義務は民法714条1項の法定監督義務に該当すると

解する余地がある」と述べたことに対して、米村滋人は、「従来の714条の理解を大きく踏み出したもの」とし³⁹、「特に『準監督義務者』の責任はどのような場合に発生するかが極めて曖昧であり、これを近親者以外に拡大適用することは社会的混乱を招く危険性がある」として、「医療・介護施設が1項の責任を負うとする……解釈は不当である」と批判する⁴⁰。また、久須本かおりは「精神科病院の全ての入院患者について自傷他害の恐れがあるわけではないのであるから、精神科病院が一般的に入院患者について法定の監督義務を負っていると考えることはできない」⁴¹とし、また、介護施設における「行動制限は精神科病院以上に極めて例外的な場合に限って許されるにすぎないものである」ため、これらの権限を根拠に法定監督義務の責任は導き出せないとする⁴²。

久須本は、準法定監督義務者の責任を負う根拠とする監督義務の引き受けには、「第三者に対する加害を行わないような環境を形成する、加害行為のおそれがある場合にはそれが行われぬようにしかるべき人物に防止を依頼することができるようにする」といった体制作りも含まれる」とする岡部裁判官の意見に対して、近親者のみならず様々な主体が介護に関係してくる状況のもとで、「それらの主体がそれぞれ準監督義務者として714条責任を課される可能性を有することになるが、関与の度合いが人数に比例して希薄化しているにもかかわらず、なにゆえにこれらの者が709条責任よりも加重された責任を負わなければならないのか、その正当化根拠が全く説明できない」と批判する⁴³。

成年後見人は法定監督義務者に該当するとした大谷裁判官の意見に対して、前田陽一は「民法713条の免責がされた場合の補充責任としての同714条1項の責任主体が民法の明文上不在」である状況と「民法713条に対応した同714条1項の法定監督義務者が存在しないにもかかわらず、『法定の監督義務者に準ずべき者』を解釈論で導くという倒錯した状況」を回避するため、「従前との連続性」から「法定監督義務者該当性を肯定する選択も十分にありえたのではないだろうか」と述べ、「成年後見制度と連動した責任保険の活用が考えられる」とする⁴⁴。その一方で久須本は、成年後見人に714条の法定監督義務者の責任を負わせることは、「同条1項を空文化させない」、あるいは「従前の解釈論を無駄にしない」ため、「兎にも角にも何者かを想定しようとしている」もので違和感があるとする⁴⁵。

第3項 小括

本節では、JR東海事件の第1審から最高裁までの判決及び判決に関する学説を整理した。第1審判決では、Aの妻であるY1に709条の責任、Aの子である長男Y2に714条2項の責任を認めた。Y1については、Aの介護においては常に見守る義務があったと認められたことから批判的な見解が集まった。その後の控訴審判決では、配偶者間における752条の義務を根拠として、Y1に714条1項の法定監督義務者の責任を認めたことについて、配偶者間における752条の義務を根拠とすることに肯定的な見解がある一方で、752条の義務を根拠として他

害防止に向けて監督する責任を認めることに批判的な見解もあった。第1審判決及び控訴審判決では、成年の責任無能力者が引き起こした損害について、親族の誰かしらに責任を負わせる結果となった。その一方で最高裁は、これまで714条1項の法定監督義務者に該当するとされていた者は、平成11年の法改正を経て、法定監督義務者の責任を導き出すことは直ちにできないことを示し、準法定監督義務者として責任を追及できる可能性を提示したが、学説からの主な批判として、準法定監督義務者の概念の不明確さ故に、成年の責任無能力者に関わる際に過剰な責任回避行動が起こる可能性があり、特に高齢の責任無能力者の場合には、本人の介護体制に悪影響が生じることが指摘された。また、成年の責任無能力者が引き起こした損害について、法定監督義務者及び準法定監督義務者に該当する者が存在しなかった場合は、多くの場合で生じた損害に対応できない事態となり、被害者の救済を十分に図ることができない状況が生じることが危惧されよう。

第2章 成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨

第1節 民法714条の監督義務者の責任による解決

第1項 成年後見人の民法858条の義務に関する学説

JR東海事件の最高裁判決では、かつての制度から現行制度への変遷を踏まえて、成年後見人であるからといって、直ちに法定監督義務者には該当しないとした。しかし、大谷裁判官が多数意見とは異なる意見として、成年後見人は法定監督義務者に該当するとしていることからすれば、成年後見人について、法定監督義務者に該当するか改めて検討する余地もあると考える。本項では、その検討をするために、成年後見人の義務及び職務に関する学説、JR東海事件前における成年後見人の義務を根拠にして714条の責任を導き出すことができるかに関する学説を整理する。

平成12年に施行された成年後見制度では、「自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和」が掲げられた⁴⁶。そして、858条において、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」（以下「身上配慮義務」という。）と規定が置かれた。小林昭彦・原司によると、858条の義務は「包括的な一般規定として規定されているが、その法的性質に関しては、身上監護の充実の観点から、成年後見人が成年被後見人の身上面について負うべき善管注意義務……の内容を敷衍し、かつ、明確にしたものとして位置付けるのが相当である」とされる⁴⁷。また、858条の規定は、成年後見人としての事務を遂行するための「義務の履行の指針として機能することが期待される」とする⁴⁸。その上で、「成年被後見人の身体に対する強制を伴わず、かつ、契約等の法律行為に関する事項である限り、一身専属的な事項を除き、身上監護に関連するあらゆる事項をその対象として含む規定」とし

て⁴⁹、具体的に①介護・生活維持、②住居の確保、③施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等、④医療、⑤教育・リハビリに関する事項等を想定しており、①から⑤に関して職務を行うに当たって、成年被後見人の身上を配慮する義務を負うとしている⁵⁰。

次に、858条の身上配慮義務を根拠として714条の責任を負わせるかについて、潮見佳男は、かつての旧858条1項の療養看護義務が714条の責任の根拠とされていたことから、平成11年に身上配慮義務に改正された後でも「法定の監督義務に関しては、後見人のかつての療養看護義務におけるのと同様の理解が維持される」として、成年後見人は法定監督義務者に該当するとされる⁵¹。その一方で、上山泰は、以下の2つの観点から858条の身上配慮義務を714条の法定監督義務と認めることについて疑問を呈している。はじめに、858条が成年後見人の職務における指針として機能する中で、職務に連動して義務の内容が変動する可能性があるところ、「単純かつ一律に身上配慮義務を法定監督義務として位置づけ、成年後見人の全類型を監督責任者の主体に含めてしまうと、権限と責任とのバランスが釣り合わない事態が生じる」と説く⁵²。そして、身上配慮義務を根拠として成年被後見人に対する「物理的な身体拘束を合法化することは困難である」とする⁵³。

第2項 配偶者間の民法752条の義務に関する学説

JR東海事件の控訴審判決では、配偶者間における752条の義務を根拠にして714条1項の法定監督義務者の責任を認めた。また、先述したように一部の学説において、配偶者間の752条の義務を根拠として714条の責任を導き出すことに肯定的な学説もあるため、配偶者について、法定監督義務者に該当するか改めて検討する余地もあると考える。本項では、その検討をするために、配偶者間の752条の義務に関する学説を整理しておきたい。

752条では、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」（以下、「同居協力扶助義務」という。）として、配偶者間の義務を規定している。はじめに、同条に規定されている同居は、直接強制及び間接強制ができないと解されている⁵⁴。次に、協力の義務は「夫婦それぞれの職業、資産、社会的地位、その他いっさいの事情」によって決定されるため、義務の内容は限定できないとされる⁵⁵。協力の義務に違反した者に対しては、「審判の申立はもとより訴を提起することもできる」とされるが、強制履行の方法はない⁵⁶。最後に扶助の義務は「夫婦間の生活保持義務」であり⁵⁷、その義務の程度としては、「自己と同程度の水準」とされている⁵⁸。

第3項 検討

これまでの学説を踏まえて、成年後見人及び配偶者が714条1項の法定監督義務者に該当するかについて検討する。私見としては、はじめに成年後見人は、JR東海事件の最高裁判決や現在の多数の学説と同様に、858条の身上配慮義務を根拠として、法定監督義務者の責任

を負わせることは困難であると考え。なぜなら、成年後見制度においては、成年後見人は第三者への他害行為に向けて、成年被後見人の監督を行う者として予定されておらず、判断力の欠ける者への財産処理の手助けをする担い手として就任しており、また、親族が成年後見人に就任する親族後見の割合が年々減少するなか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家が担う第三者後見の割合が高まっており、成年後見制度全体の8割程度を占める状況⁵⁹に照らせば、親族ではない第三者に成年被後見人の実際の生活状況に深く関係して、その者の加害行為を防止するための監督義務を負担させることは、成年後見人の職務権限と実態とに著しい齟齬を生じさせると考える。ここで、JR東海事件の最高裁判決で示された準法定監督義務者の判断基準に着目すると、親族後見の場合は、その成年後見人は下記の判断基準の全6要素において、多くの要素に該当すると考えられる。つまり、①その者自身の生活状況や心身の状況、②精神障害者との親族関係の有無・濃淡、③同居の有無その他の日常的な接触の程度、④精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、⑤精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、⑥これらに対応して行われている監護や介護の実態から構成される要素において、成年後見人の職務上、成年被後見人の財産管理には深く関係するものであり、親族後見ともなれば要素の②及び④が該当し、また、同居して相手の介護をする場合は、③及び⑥が該当すると思われる。成年後見人の職務上、生活全般の身上配慮を行うものであるから本人の生活に深く関係すると推察できる。その上で、実際に責任無能力者が加害行為に及んだ場合は、①及び⑤も関係することになるだろう。また、相続権を有している場合は、その本人との個別的な関係性がより深まるとも考えられるため、親族後見における成年後見人は、上記判断基準の多くの要素に該当することになり、準法定監督義務者に該当する可能性が他の親族及び親族以外の者と比較して高まると考える。しかし、準法定監督義務者として714条の責任が生じる可能性が高まるとは、JR東海事件の最高裁判決に対して批判があったように、成年被後見人が介護を要する場合、その介護に関係する者のあらゆる行動の萎縮効果を生じさせることになり、成年被後見人や成年後見人の生活そのものに悪影響を及ぼす可能性があるだろう。

次に、成年の責任無能力者の配偶者は法定監督義務者に該当するかについて検討する。はじめに、成年の責任無能力者の配偶者に対して、責任無能力者が第三者へ加害行為を行うことを防止するために監督義務を負わせることは困難であると考え。すなわち、752条の義務は本来の性質上、配偶者間の円滑な関係を築くためのものであり、そこから第三者への加害行為に向けて714条の責任を導き出すことは妥当ではないと考える。ここで、先述した親族後見と同様に、JR東海事件の最高裁判決で示された準法定監督義務者の判断基準に着目すると、配偶者はその判断基準の全6要素において、多くの要素に該当すると考えられる。配偶者ともなれば要素の②が該当し、また、同居して相手の介護をする場合は、③及び⑥が該当すると思われる。その上で、実際に責任無能力者が加害行為に及んだ場合は、①及び⑤

も関係することになるだろう。また、相続権を有している場合は、その本人との個別的な関係性がより深まるとも考えられるため、配偶者の場合も、上記の判断基準の多くの要素に該当することになり、準法定監督義務者に該当する可能性が他の親族及び親族以外の者と比較して高まると考える。しかし、配偶者が準法定監督義務者として714条の責任が生じる可能性が高まることは、先述した成年後見人と同様に、あらゆる行動の萎縮効果を生じさせることになり、他方配偶者が介護を要する場合、要介護者や介護者の生活そのものに悪影響を及ぼす可能性がある。

以上のことから、現行法においては、成年後見人及び配偶者が負う義務を根拠として、法定監督義務者の責任を導き出すことは困難であろう。また、準法定監督義務者として責任を負わせることは、責任無能力者の保護の観点からも、妥当な解決とは言い難いものとする。

第2節 民法709条の一般不法行為の責任による解決

第1項 民法709条の一般不法行為の責任に関する学説

JR東海事件の第1審判決では、成年の責任無能力者が引き起こした損害について、その配偶者に709条の責任を認めた。また、成年の責任無能力者が引き起こした損害について、714条の法定監督義務者の責任による解決ではなく、709条の一般不法行為の責任を問うことで、被害者の救済を図ろうとする学説がある。本項では、それらの学説を整理する。

吉村良一は、親族に709条の作為義務が発生する理由として、「共同生活を営む（必ずしも同居を不可欠の要件としない）家族においては、相互に、他の家族構成員の福祉という意味も含めて、危険なことをしないように見守る（緩やかなものではあるが）義務があり」、「その上で、そのような地位にある家族が他の家族の行動について責任を負うという意味を示した場合（黙示的でも良い）には、他者加害防止義務を負う」とする⁶⁰。久須本かおりは、「成人の精神障害者の他害行為については、民法714条に依拠して監督義務者に責任を負わせるという考え方は捨て、危険の具体的回避可能性のある関係者について、個別具体的に民法709条責任の成否を検討すればよいのではないかと考える」とする⁶¹。また、上山泰は、成年の責任無能力者が成年後見制度を利用していた場合、成年後見人は法定監督義務者の責任を負わないことを前提として、成年被後見人の加害行為について「ある程度客観的かつ具体的に予測しうる状況にありながら、警察や病院等への通報・相談等の実行可能な（間接的な）他害防止手段を怠ったり」、又は、成年被後見人の「治療のために必要な服薬管理等の通常の措置を明らかに怠っていた等の事情がある場合」は、身上配慮義務違反を根拠に成年後見人に709条の責任が生じるとする⁶²。また、裁判において709条による責任追及を選択した場合、原告となる被害者が709条の作為義務を負う者の注意義務違反と生じた損害との因果関係の立証責任を負い、その証明は困難であることを考慮すると、準法定監督義務者の構成以上に結果的に被害者の救済を図ることは困難であるとの指摘もある⁶³。

第2項 検討

先述した学説では、法定監督義務者に該当しない者でも、成年の責任無能力者が引き起こした損害について、709条の責任を負う可能性があるとする。この場合、709条の作為義務を負う者の注意義務違反を根拠にして責任の追及が行われ、709条の一般不法行為の責任が検討されることになる。その際の過失においては、作為義務を負う者の予見可能性が検討されることになるが、その予見可能性については、どの程度のものが想定されるか確定するのは困難であろう。すなわち、列車に衝突したという一連の行為と結果について、親族は認知症高齢者が徘徊することは予見できたとしても、その先の徘徊が加害行為になることまで予見可能性があるとするは果たして可能であろうか。また、709条においては、責任無能力者が引き起こした損害と作為義務を負う者の注意義務違反との因果関係の立証責任は、被害者側とされる原告にあり、それが容易ではないことを考慮すると、責任を追及することはできるが、結果として被害者側にとって不利なものになりかねないと考える。以上のことから、実際のところ709条の責任が認められる可能性は著しく限定されると考えられ、被害者側の責任追及の手段として十分に機能するかは疑問が生じるところであり、709条によって解決できる可能性は低いといえよう。

結章

本稿では、成年の責任無能力者が引き起こした損害の賠償責任の帰趨について、714条に関する判例及び学説を中心に検討を行った。その結果、714条1項の法定監督義務者にその責任を負わせることは、現行法の枠組みでは限界があり、被害者の救済を十分に図ることができないと結論付けた。

JR東海事件の判決により、現行法の枠組みだけでは、責任無能力者が引き起こした損害に対応できない状況が生じる可能性が高まることが懸念されることからすれば、不法行為法、責任無能力者制度、法定監督義務者制度を再考する必要があるといえよう。JR東海事件では、損害を負ったのがJR東海という大企業であったことから、賠償請求が認められなくても直ちに倒産等に追い込まれることはなかったが、同じような事案において、国内の大半を占める中小企業や零細企業が責任無能力者の行為によって損害を被った場合には、その損害を填補することができず、倒産等に追い込まれることも考えられる。そもそも、損害賠償請求の主体が企業と個人ではなく、個人と個人などといった構図も十分にあり得るため、その際に713条により責任無能力者の賠償責任が否定され、かつ、その者に法定監督義務者が存在せず、準法定監督義務者に該当する者も存在しなかった場合は、被害者側は泣き寝入りするしかないのではなかろうか。JR東海事件の最高裁判決は、被害者救済の観点において重大な問題を残したものとする。

この問題について、外国の法制に視点を移すと、責任無能力者自身がその損害賠償責任の

一部又は全部を負って被害者の救済を図るといった、日本にはない法構造を採用している国がある。そのような法制を検討することで、日本の現状に新たな示唆を見出すこともできるのではないかと考えている。その際、713条の構造を改めて分析する必要があると考えるので、今後はそのような観点から考察していきたい。

-
- 1 最判平成28年3月1日民集70巻3号681頁。
 - 2 712条は、以下のような規定である。「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない」。
 - 3 713条は、以下のような規定である。「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りではない」。
 - 4 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録五』(商事法務研究会、1984年) 331頁。
 - 5 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(4) 331頁。
 - 6 久保野恵美子「精神障害者と家族—保護者制度と成年後見」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』(有斐閣、2013年) 136頁。
 - 7 我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1937年) 159-160頁。
 - 8 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』(有斐閣、1974年) 161頁、幾代通『不法行為』(筑摩書房、1977年) 179-180頁、前田達明『民法Ⅵ2(不法行為法)』(青林書院新社、1980年) 137-138頁、四宮和夫『不法行為(事務管理・不当利得・不法行為中巻・下巻)』(青林書院、1985年) 678頁。
 - 9 吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判例タイムズ599号(1986年) 9-10頁。
 - 10 上山泰「成年後見人等と民法714条の監督者責任—精神保健福祉法との関連も含めて—」家族〈社会と法〉20号(2004年) 67頁、窪田充見『不法行為法』(有斐閣、2007年) 176頁、潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』(信山社、2009年) 421-422頁。
 - 11 山川一陽「精神障害者の行為と両親の責任」ジュリスト810号(1984年) 86頁。
 - 12 なお、事実上の監督者をどのように解すべきかについては学説が分かれている。加藤一郎は、714条2項を適用し、同条項は「本来は、法律上ないし契約上で監督義務を負う者を予定していると思われるが、社会的にそれと同視しうるような監督義務を負うと考えられる者にも、監督義務者に代わって無能力者を監督する者として、714条2項を適用すべき」とする(松坂佐一=加藤一郎編『事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣、1957年) 162頁)。また、潮見佳男は、「監督義務の根拠が法定されていなくても、被監督者に対する監督をおこなう実質的

- 地位にある者には」714条1項を類推適用させるべきとする（潮見・前掲注（10）423頁）。
- 13 法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇（平成28年度）』（法曹会、2019年）188頁〔山地修執筆部分〕。
 - 14 山川・前掲注（11）90頁。
 - 15 石田瞳「認知症患者の不法行為責任」千葉大学法学論集30巻1＝2号（2015年）308頁。
 - 16 辻信行「精神障害者の他害行為と近親者の損害賠償責任—福岡高裁平成18年10月19日判決の検討を中心にして」中谷陽二編『精神科医療と法』（弘文堂、2008年）254頁。
 - 17 名古屋地判平成25年8月9日判時2202号68頁。
 - 18 名古屋高判平成26年4月24日判時2223号25頁。
 - 19 岡部裁判官は、加害防止義務の内容として、「第三者に対する加害行為を行うことを実際に引き留める、実際に外出しないように実力を行使する、というような行動ばかりではなく、第三者に対する加害を行わないような環境を形成する、加害行為のおそれがある場合にはそれが行われぬようにしかるべき人物に防止を依頼することができるようにするといった体制作りも含まれる」とする。
 - 20 成年後見人は法定監督義務者に該当するとした大谷裁判官の意見に対して、岡部裁判官は「成年後見人の成年被後見人に対する身上配慮義務から第三者に対する加害防止義務を導き出すのは無理がある」とする。
 - 21 水野紀子「精神障害者の家族の監督者責任」岩瀬徹ほか編『刑事法・医事法の新たな展開下巻』（信山社、2014年）267頁。
 - 22 宮下修一「認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方—『JR東海列車事故第一審判決』がもたらすもの—」静岡大学法政研究18巻3＝4号（2014年）51頁
 - 23 宮下・前掲注（22）52頁。
 - 24 清水恵介「認知症者の人身事故における親族の監督責任—名古屋地裁平成25年8月9日判決を踏まえて—」実践成年後見49号（2014年）86頁。
 - 25 米村滋人「認知症高齢者の行為につき、配偶者に民法714条の監督義務者責任を認めた事例」判例評論677号（2015年）5頁。
 - 26 犬伏由子「認知症の高齢者が徘徊中、鉄道の駅構内で列車に衝突し、鉄道会社に損害を与えた場合において、妻の監督義務者としての責任が肯定された事例」私法判例リマークス50号（2015年）37頁。
 - 27 山地修「線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた認知症の者の妻と長男の民法714条1項に基づく損害賠償責任が否定された事例」法律のひろば69巻7号（2016年）66頁。
 - 28 窪田充見「最判平成28年3月1日—JR東海事件上告審判決が投げかけるわが国の制度の問題」ジュリスト1491号（2016年）65頁。
 - 29 窪田・前掲注（28）67頁。

- 30 岩村正彦「責任能力を欠く認知症高齢者による加害行為とその監督義務者の不法行為責任」
社会保障研究1巻1号（2016年）248-249頁。
- 31 山地・前掲注（27）65頁。
- 32 清水恵介「JR東海最高裁判決を読み解く—成年後見法の観点も含めて」実践成年後見63号
（2016年）89頁。
- 33 久保野恵美子「精神障害により責任能力を欠く者の行為に関する民法714条1項類推適用に基づく責任」法学教室431号（2016年）140頁。
- 34 久保野恵美子「不法行為責任と『家族』の関わり」法律時報89巻11号（2017年）93頁。
- 35 久保野・前掲注（34）93頁。
- 36 米村滋人「法律判断の『作法』と法律家の役割—認知症鉄道事故の最高裁判決に寄せて」法律時報88巻5号（2016年）2頁。
- 37 窪田・前掲注（28）66-67頁。
- 38 久須本かおり「認知症の人による不法行為についての家族の民法714条責任—最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決平成26年（受）第1434号,第1435号—」愛知大学法学部法経論集208巻
（2016年）203頁。
- 39 米村滋人「責任能力のない精神障害者の事故に関する近親者等の損害賠償責任」法学教室429号
（2016年）55頁。
- 40 米村・前掲注（39）56頁。
- 41 久須本・前掲注（38）209頁。
- 42 久須本・前掲注（38）209頁。
- 43 久須本・前掲注（38）214頁。
- 44 前田陽一「認知症高齢者の鉄道事故と配偶者等の近親者の責任—JR東海事件」論究ジュリスト20号
（2017年）85頁。
- 45 久須本・前掲注（38）207頁。
- 46 小林照彦ほか編『新成年後見制度の解説【改訂版】』（金融財政事情研究会、2017年）5頁。
- 47 小林昭彦＝原司「平成一一年民法一部改正法等の解説（七）」法曹時報53巻9号（2001年）5
頁。
- 48 小林＝原・前掲注（47）8頁。
- 49 小林＝原・前掲注（47）6頁。
- 50 小林＝原・前掲注（47）7頁。
- 51 潮見・前掲注（10）420頁。
- 52 上山・前掲注（10）69-70頁。
- 53 上山・前掲注（10）70頁。
- 54 青山道夫＝有地亨編『新版注釈民法（21）親族（1）』（有斐閣、1989年）360-361頁〔黒木三

- 郎執筆部分]。
- 55 青山 = 有地・前掲注 (54) 363頁 [黒木三郎執筆部分]。
 - 56 青山 = 有地・前掲注 (54) 363頁 [黒木三郎執筆部分]。
 - 57 窪田充見『家族法〔第3版〕』(有斐閣、2017年) 332頁。
 - 58 窪田・前掲注 (57) 333頁。
 - 59 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和2年1月～12月—」<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2020/20210312koukengaikyoku-r2.pdf> (2021年7月29日最終閲覧)。
 - 60 吉村良一「監督義務者責任(民法714条)の再検討—2つの最高裁判決を手がかりに—」立命館法学369 = 370号 (2016年) 898-899頁。
 - 61 久須本・前掲注 (38) 218頁。
 - 62 上山・前掲注 (10) 72頁。
 - 63 大塚直「監督義務者責任を巡る対立する要請と制度設計」法律時報89巻11号 (2017年) 107頁。

The Outcome of a Supreme Court's Decision Regarding Liability for Damages Caused by an Adult Incapacitated Person: With Particular Reference to the JR Central Case

TAKE, Mizuki

Abstract:

In the Japanese Civil Code, Article 713 and 714 are designed to protect incapacitated persons as well as secure relief for the victims. However, according to the Supreme Court's decision in the so-called JR Central case, the railroad company was denied its claim for damages caused by an elderly dementia patient who died in a collision with a train. According to this ruling, no one can be held liable for damages caused by an adult incapacitated person, which may result in inadequate compensation to the victims.

In this paper, examining precedents and theories under Article 714, I consider the possible solutions, within the framework of current laws, to the problem of liability for damages caused by an adult incapacitated person.

Keywords:

tort, damages, incapacitated person, a person with the legal obligation to supervise